

岡崎市土地改良事業費補助金交付要綱

岡崎市土地改良事業費補助金交付要綱を次のとおり定める。

（目的）

第1条 市は、農業生産の基盤の整備及び開発を推進し、もって農用地利用を増進するため、予算の範囲内において岡崎市土地改良事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（補助対象事業）

第2条 この要綱において補助対象となる土地改良事業は、県営土地改良事業、団体営土地改良事業、団体営基盤整備促進事業、単独県費土地改良事業とする。

（規則との関係）

第3条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（申請者の資格）

第4条 補助金の交付を申請することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 土地改良区等の代表者
- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項により、愛知県知事の認可を受けた者又はその代表者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、農業者が組織する団体で市長が適当と認めた者

（補助対象経費）

第5条 補助金は、当該年度に行う土地改良事業に要する経費に対して交付する。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条の経費に、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる補助率を乗じて得た額とする。なお、算

出した補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、岡崎市土地改良事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添え、事業に着手する前に、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする事業に係る収支予算書
- (2) 団体営土地改良事業・団体営基盤整備促進事業又は単独県費土地改良事業にあつては、補助金の交付を受けようとする団体営土地改良事業・団体営基盤整備促進事業又は単独県費土地改良事業に係る県の補助金交付決定通知書の写し

2 前項本文の規定にかかわらず、やむを得ない事由により市長が特に必要と認めるときは、補助金の交付申請前に事業に着手することができる。その場合、早期着工届(様式第1号の2)を事業に着手する前に提出するものとし、県の補助金交付決定通知後速やかに前項の交付申請をするものとする。

(交付決定)

第8条 市長は前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、岡崎市土地改良事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の変更又は中止若しくは廃止をし、交付決定額に変更を生じる場合は、あらかじめ岡崎市土地改良事業費補助金変更交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 団体営土地改良事業・団体営基盤整備促進事業又は単独県費土地改良事業にあつては、補助金の交付を受けようとする団体営土地改良事業・団体営基盤整備促進事業又は単独県費土地改良事業に係る県の補助金変更交付決定通知書の写し等

(2) その他変更内容の分かる書類

2 市長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、これを審査し、変更の承認の可否を決定し、補助事業者に岡崎市土地改良事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

（実績報告書）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、岡崎市土地改良事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添え、補助事業の完了の日から起算して一ヶ月以内もしくは補助事業の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた事業に要した経費の支払い領収書の写し
- (2) 補助金の交付の決定を受けた事業に係る収支精算書及び出来高設計書
- (3) 補助金の交付の決定を受けた事業の完了後における当該事業に係る施設等の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地での検査を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、岡崎市土地改良事業費補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助金は、前条に規定する額の確定後、補助事業者からの請求により交付する。

（財産処分の制限）

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第

15号)に定める耐用年数(同省令に定めのない財産にあっては市長が別に定める期間)を経過したときは、この限りでない。

- 2 補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に返納させることができる。

(検査等)

第14条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、岡崎市水路等維持管理事業費補助金に係る消費税額及び地方消費税額の額の確定の報告書(様式第7号)を市長に速やかに提出するものとする。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。
- 3 前2項の規定は、第11条に基づく補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 4 第8条の規定は、第2項に基づく返還があった場合について準用する。

(雑則)

第16条 この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。